

4 平成29年度「事業のチェックポイント^{ファイブ}5」の概要

「男女共同参画基本計画」の主な関連事業について、担当課所が「チェックポイント5」に基づき自己チェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 「チェックポイント5」のチェック結果

チェックポイント5を実施した平成29年度関連事業…275事業

1	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握した	101事業 (36.7%前年：36.9%)
2	事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いた、または双方が参加した	166事業 (60.4%前年：63.5%)
3	女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をした	158事業 (57.5%前年：55.7%)
4	事業の方向性を男女共同参画に配慮した	117事業 (42.5%前年：40.8%)
5	事業の効果が女性、男性それぞれに寄与した	203事業 (73.8%前年：73.7%)

(2) 男女共同参画に配慮した主な内容（概要）

※＜ ＞内は事業名等。特に記載のないものは各種事業共通。

①事業の対象を男女別に把握

- ・相談件数、研修受講者（修了者）数、対象職員数、利用者数、平均賃金、育児休業取得者数などで、男女別にデータを把握した。
- ・男女別アンケートを実施し、ニーズの把握や今後の事業展開に役立てた。

②企画、立案、実施への男女共同参画

【県民コメントの実施】

- ・条例や計画の策定において県民コメントを実施し、男女の区別なく意見を聞いた。

【ボランティア団体・NPO等からのヒアリング】

- ・女性、男性双方の会員がいる関係団体と意見交換を行った。

【委員などにおける女性の登用】

- ・審議会、委員会、協議会、審査会等、各種会議の構成委員に女性を積極的に登用した。

【女性職員、男性職員双方による企画・立案・実施】

- ・企画会議に男女双方の職員が参加した。
- ・事業の実施や公的広報物作成では、女性職員・男性職員双方の意見を反映させた。

【女性、男性双方の県民が事業に参加】

- ・会議等の委員は男性女性に偏りがないように委嘱した。
- ・九都縣市合同防災訓練等に女性・男性双方の住民が訓練に参加した。

③女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮

【インターネットの活用】

- ・相談、各種講座、イベント等の申込みを、パソコン・携帯電話等から電子で行うことができる。
- ・啓発資料などはいつでもホームページからダウンロード可としている。

【時間帯の配慮】

- ・事業や相談、研修会等を夜間や休日に実施したり、日中と夜間の時間帯両方を設けるなど、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮した。

＜子供と家庭電話相談事業費＞

臨床心理士等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日（祝日及び年末年始を除く）電話相談を実施している。

【育児・介護への便宜】

- ・県民を対象とした講座等を実施する際には、可能な限り保育室の提供、保育士の手配などを行い、子育て世代の参加に配慮した。

【その他】

- ・エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を推進している。

④事業の方向性を男女共同参画に配慮

- ・広報物の作成、研修会の実施において、内容が男女のどちらか一方に偏ることがないように配慮した。

＜労働教育講座開催運営費＞

女性の比率が高い有期労働契約に係る法制度や仕事と家庭の両立についての講座を開催した。

＜県地域防災計画に従った体制整備＞

避難所を設置する施設管理者に、妊産婦や乳幼児等の要配慮者や女性に配慮した避難所の管理運営を行うよう働きかけた。

⑤事業の効果が女性、男性それぞれに寄与

＜ジュニアアスリート発掘育成事業＞

育成プログラム講師に対して、女性アスリートサポートに関する視点を講義内容に盛り込んでいる事前研修を実施した。

＜福祉ボランティア活動支援事業費＞

ボランティア活動のきっかけづくりを推進するために、ボランティア体験学習事業を支援した。

＜企業内保育所設置等促進事業＞

企業内保育所の設置が進むことによって、男女を問わず子育て期の従業員にとってより働きやすい職場づくりの形成に寄与した。